

人と自然が織りなす しあわせ交流都市 とうみ

概要版

第2次
東御市総合計画
後期基本計画
(2019~2023)

総合計画策定の趣旨



総合計画は、長期的な展望に立って地方自治体の目指すべき将来像を描き出し、その実現に向けて計画的な行政経営のための総合的な指針を示すものです。

計画の構成と計画期間

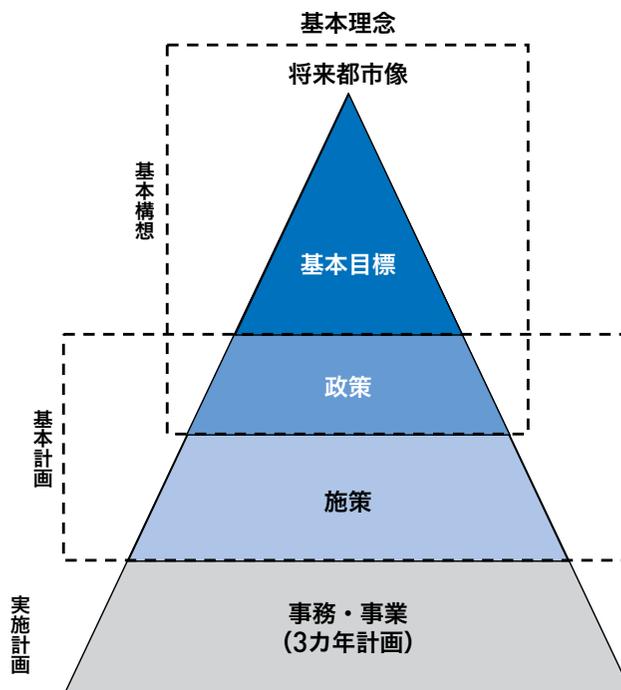
第2次東御市総合計画の構成

第2次東御市総合計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。

「基本構想」は本市の目指す将来の都市像を描き、その実現のために進むべき方向性、基本方針を示すものです。基本構想の計画期間は、平成26年度（2014年度）から平成35年度（2023年度）までの10年間です。

「基本計画」は基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示すものです。基本計画は前期基本計画と後期基本計画とし、後期基本計画の計画期間は平成31年度（2019年度）を初年度とし、平成35年度（2023年度）までの5年間とします。

「実施計画」は基本計画に示した施策を計画的かつ効率的に実施するため、各施策分野における主要な事業の内容及び規模の概要を示すものです。計画期間は3カ年とし、毎年ローリング（見直し）を行います。



第2次東御市総合計画の計画期間

平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	平成32年 (2020年)	平成33年 (2021年)	平成34年 (2022年)	平成35年 (2023年)
------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

第2次東御市総合計画基本構想（10年間）

前期基本計画（5年間）

後期基本計画（5年間）

実施計画（2019～2021）

実施計画（2020～2022）

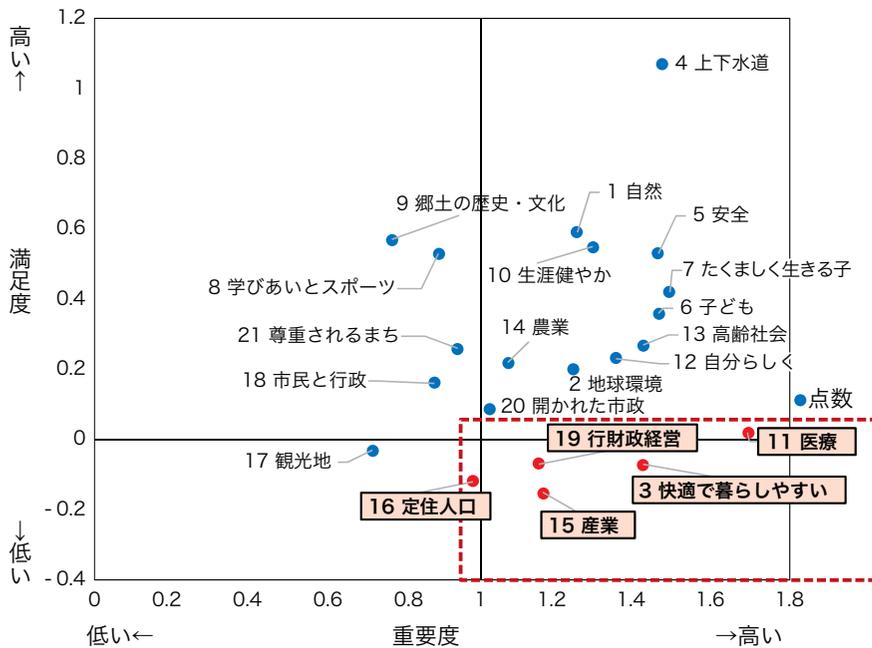
実施計画（2021～2023）



後期基本計画策定の背景

前期基本計画の施策評価、市民意識調査の結果、今後の財政見通し、人口推移など、社会経済情勢の変化を踏まえ、必要な見直しを行い、「第2次東御市総合計画・後期基本計画」を策定しました。

市民意識調査結果における政策の満足度・重要度

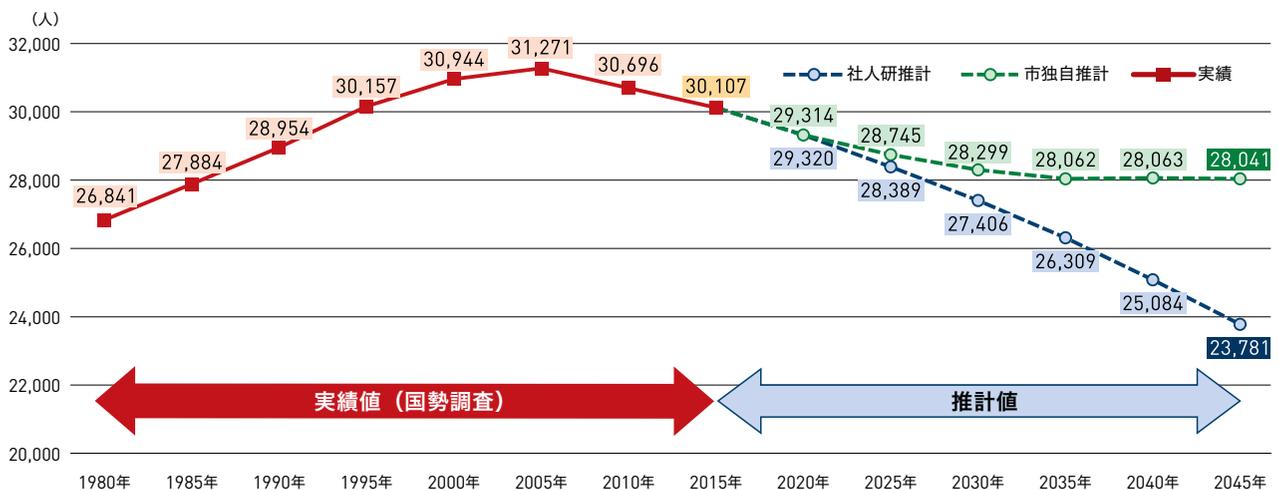


・「医療」
 ・「快適で暮らしやすいまち」
 ・「産業」
 ・「行財政運営」
 ・「定住人口」は重要度が高いにもかかわらず、満足度が低い項目であり、今後重点的に取り組む必要のある政策です。

東御市の人口の推移とこれからの見通し

東御市の人口は、合併後も順調に増加してきましたが、平成17年（2005年）をピークに減少に転じ、平成27年（2015年）には**30,107人**となりました。

東御市人口ビジョン（平成27年度（2015年度））においては、今後、本市の総人口が現在のペースで減少し続けるとすると、平成57年（2045年）には**23,781人**まで減少が見込まれています。一方、子育て支援策などを充実させることにより「平成52年（2040年）までに合計特殊出生率が2.1程度に達すること」と「現在の転出入の傾向が維持されること」などの条件を満たすことができた場合は、平成72年（2060年）までは**28,000人**程度の人口を維持することができるとしています。第2次東御市総合計画においても、28,000人程度を将来人口の目標水準に定め、必要な取り組みを行います。



※2015年までは実績値、2020年以降は推計値
 ※総人口には年齢不詳が含まれるため、年齢3区分別人口の合計と一致しない年があります。
 出典：実績値総務省「国勢調査」（1980年～2015年）
 推計値国立社会保障人口問題研究所による人口推計（2018年）

基本構想

■基本理念

第2次東御市総合計画に基づくまちづくりを実現するうえで、あらゆる分野において常に踏まえるべき共通の考え方を基本理念として定めています。

本市では、市民だれもが親しみ、市民の心のよりどころとなる「東御市民憲章」が平成18年（2006年）10月3日に定められました。本市のまちづくりに対する市民共通の根本的な姿勢を示すこの市民憲章を、第2次東御市総合計画の基本理念とします。

東御市民憲章

東御市は、烏帽子、蓼科をはじめとした雄大な山並み、千曲の清流がおりなす豊かな風土と長い歴史に育まれた美しいまちです。自然の恵みをうけた郷土は、先人たちの英知とたゆまぬ努力によって築かれました。

わたしたちは、このまちに生きることの喜びと誇りをもち、未来（あした）に輝くまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

- 1、自然を大切にし、環境と調和した美しいまちをつくります。
- 1、ともに支え合い、健やかで安心して暮らせるまちをつくります。
- 1、思いやりの心を持ち、子どもたちがのびやかに育つまちをつくります。
- 1、芸術や伝統に親しみ、文化の薫るまちをつくります。
- 1、活力ある産業を育み、若者がつどう豊かなまちをつくります。

■将来都市像

第2次東御市総合計画では、市民が安心して暮らせる、個性的で魅力ある都市をつくるため、市民と行政がまちづくりの目標を共有し、共に目標に向かって協力できる計画とするために、将来都市像を掲げています。

自然の恵み、農山村の潤いに育まれてきた個性豊かな文化と美しい郷土に愛着と誇りをもち、心あたたまるふれあい、いきいきとした活動によって人と人を結び、誰もが笑顔で暮らし続けられる“幸せ”が実感できる都市を目指すという思いを込めて、第2次東御市総合計画の将来都市像を以下のように設定しました。

人と自然が織りなす しあわせ交流都市 とうみ

■まちづくりの基本目標

上記の将来都市像を実現するために、6つの将来目標を掲げ、まちづくりを進めます。次ページ以降に各基本目標ごとに取り組む政策を示します。

- I. 豊かな自然と人が共生するまち
- II. 安全、安心の社会基盤が支える暮らしやすいまち
- III. 子どもも大人も輝き、人と文化を育むまち
- IV. 共に支えあい、みんなが元気に暮らせるまち
- V. 地域の魅力を活かし、活力とにぎわいを生むまち
- VI. 市民と共に歩む参画と協働のまち

将来都市像

I

豊かな自然と
人が共生するまち

1 自然と調和した住みよいまちを目指す

- I 101 豊かな自然の継承と共生の実現
- I 102 身近な水環境の保全と活用
- I 103 里山・森林の保全と活用

2 地球環境への負荷の少ないまちを目指す

- I 204 地の利を活かした再生可能エネルギーの活用の推進
- I 205 ごみの適正処理と減量・資源化の推進

生ごみリサイクル施設「エコクリーンとうみ」竣工式の様子



II

安全、安心の
社会基盤が支える
暮らしやすいまち

1 快適で暮らしやすいまちを目指す

- II 106 秩序ある土地利用の推進
- II 107 ゆとりある住環境づくりの推進
- II 108 安全・快適な道路環境の整備
- II 109 公共交通の利便性の向上

2 暮らしの安心を支える上下水道をつくる

- II 210 水道水の安定供給
- II 211 下水道事業の経営基盤の充実

3 暮らしの安全がひろがるまちを目指す

- II 312 防災意識の高揚と防災体制の充実
- II 313 災害に強い地域づくりの推進
- II 314 地域消防体制の充実
- II 315 地域防犯活動の推進
- II 316 安心な消費生活への支援

消防訓練の様子



人と自然が織りなすし

III

子供も大人も輝き、 人と文化を育むまち

1 安心して子供を産み育てられるまちを目指す

- III 117 子育て家庭への細やかな支援の充実
- III 118 より豊かな幼児教育・保育の実践

2 心豊かにたくましく生きる子が育つまちを目指す

- III 219 安全・安心な子どもの居場所づくりと教育環境の整備
- III 220 豊かな心と健やかな身体を育む教育の推進
- III 221 確かな学力と学びを考える力を育む教育の推進
- III 222 学校と家庭と地域の連携推進
- III 223 青少年の健全育成の推進

3 生涯を通じた学びあいとスポーツに親しむまちを目指す

- III 324 人づくり、地域づくりにつながる生涯学習の推進
- III 325 芸術文化活動の推進
- III 326 「する、みる、ささえる」スポーツ活動の推進

4 郷土の歴史・文化を守り育てるまちを目指す

- III 427 文化財の保存と活用
- III 428 地域の文化や伝統行事の継承

保育園運動会の様子



IV

共に支えあい、 みんなが元気に 暮らせるまち

1 生涯にわたり健やかに暮らせるまちを目指す

- IV 129 生涯を通じた健康増進の推進

2 安心して医療が受けられるまちを目指す

- IV 230 地域医療体制の充実

3 誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す

- IV 331 ひとり親・生活保護・生活困窮世帯の自立支援と生活の安定
- IV 332 支え合う地域福祉づくりの推進
- IV 333 障がい者（児）福祉の充実
- IV 334 虐待防止の推進

4 元気で生きがいのある高齢社会を目指す

- IV 435 高齢者が活躍するまちづくりの推進
- IV 436 介護予防（フレイル対策）の推進
- IV 437 地域包括ケアシステムの確立

東御市民病院



あ わ せ 交 流 都 市 と う み

V

地域の魅力を活かし、
活力とにぎわいを
生むまち

1 地域特性を活かす農業の振興を目指す

- V 138 東御ブランドの確立と特産品の振興
- V 139 農地流動化の促進及び耕作放棄地の再生
- V 140 農業に担い手の育成・支援と安定的な農業経営の確立

2 元気で活力ある産業が育つまちを目指す

- V 241 商工業の支援と育成
- V 242 中心市街地のにぎわい創出
- V 243 新規起業家への支援と企業立地の促進

3 定住人口を増加させ、賑わいのあるまちを目指す

- V 344 U・Iターン移住者の誘導による定住の促進

4 交流をひろげる魅力ある観光地を創る

- V 445 観光拠点の整備と情報発信の強化
- V 446 地域資源を活用した体験型、滞在型観光の推進

湯の丸高原のレンゲツツジ



VI

市民と共に歩む
参画と協働のまち

1 市民と行政が共に考え、共に歩むまちを目指す

- VI 147 協働のまちづくりの推進と担い手の育成

2 市民の信頼に応える行財政経営を進める

- VI 248 効果的で持続可能な行財政運営の推進
- VI 249 広域連携による共同事業の促進

3 開かれた市政を推進する

- VI 350 広報活動の充実
- VI 351 広聴活動の充実による市民参画の促進

4 全ての人が尊重されるまちを目指す

- VI 452 人権尊重・男女共同参画の推進
- VI 453 多文化共生の推進

まちづくりワークショップの様子



SDGsの取り組み

SDGs（エス・ディー・ジーズ）は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年（2016年）から平成42年（2030年）までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、発展途上国のみならず先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を総合的に解決することの重要性が示されています。地方自治体においても、SDGsを活用することで、客観的に自治体の状況を分析することができ、特に注力すべき課題が明確になり、最適な政策を選択しやすくなります。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



本市においても世界基準の開発目標を意識した取り組みを推進することで、持続可能なまちづくりと地域活性化を図ります。

「第2次東御市総合計画・後期基本計画」では、各施策のさらに詳しい内容等を掲載しています。ぜひご覧ください。計画書は下記URLからダウンロードいただけます。

東御市 HP : <http://www.city.tomi.nagano.jp/>

第2次東御市総合計画

検索



第2次東御市総合計画・後期基本計画概要版

平成31年3月発行

発行元：東御市

〒389-0592 長野県東御市県281-2

電話：0268-62-1111（代表）FAX：0268-63-5431